

# 江東区バレーボール連盟規約

## 第1章 名称及び事務所

- 第1条 本連盟は江東区バレーボール連盟と称する。  
第2条 本連盟の事務局は理事長所在地に置くこととする。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 本連盟は、身体・精神の健全なるバレーボール愛好者を育成し、団体相互の連帯、協力親睦融和並びに技術の向上をはかり、バレーボールの普及発展に勤めることを目的とする。  
第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
1. 競技会の開催  
2. 後進者の指導  
3. 上部団体及び地域との連携事業  
4. 技術研究講演会及び講習会の開催  
5. その他必要と認められる事業

## 第3章 組織

- 第5条 本連盟は第3条の趣旨に賛同する江東区所在のバレーボール団体をもって組織する。  
第6条 本連盟に次の部を置く。  
1. 一般の部  
2. 家庭婦人の部

## 第4章 登録

- 第7条 本連盟に加盟するチームは、その団体名・代表者の氏名・住所・連絡先及び選手の氏名、生年月日を明記し、登録費を添えて申告するものとする。  
第8条 加盟申請の登録の承認は、常任理事会の決議によるものとする。  
第9条 本連盟の第3条の趣旨に添わぬ加盟チームは、常任理事会の決議により、登録を取り消す事ができる。

## 第5章 役員

- 第10条 本連盟に次の役員を置く。  
1. 会長 1名  
2. 副会長 若干名  
3. 顧問 若干名  
4. 相談役 若干名  
5. 参与 若干名  
6. 監事 2名  
7. 理事長 1名  
8. 副理事長 若干名  
9. 事務局、会計 若干名  
10. 常任理事 若干名  
11. 理事 若干名  
尚、名誉会長を1名置くことができる
- 第11条 会長は、理事会の推薦を受け、総会において承認する。  
会長は本連盟を統括し且つ代表する。  
会長は総会に於いて、直ちに副会長を指名することができる。  
副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を遂行する。
- 第12条 名誉会長・顧問・相談役・参与は会長が指名し、理事会において承認する。  
尚、顧問及び相談役は会長の諮問に応ずる。
- 第13条 監事は、理事会において推薦する。  
尚、監事は本連盟の会計を監査するものとする。
- 第14条 理事は、総会において推薦し承認する。
- 第15条 常任理事は、理事の互選とする。
- 第16条 理事長及び副理事長は、常任理事の互選とする。  
理事長は本連盟の事業及び会計を統括する。  
副理事長は理事長を補佐し、理事長の事故あるときはその職務を代行する。

- 第17条 役員の任期は2ケ年とする。但し再任は妨げない。  
欠員による役員補充は常任理事会で推薦し承認後、任期は前任者の残存期間とする。

## 第6章 総会

- 第18条 総会は、原則として年度末に会長が招集し開催する  
第19条 総会は、加盟チームの代表者及び役員をもって構成し本連盟の重要事項を審議決定する。  
第20条 総会においての定数及び表決権は、加盟チームの代表者及び連盟会長・副会長・理事長・常任理事・理事とする。  
第21条 総会は、委任状を含む定数の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

## 第7章 会議

- 第22条 本連盟に次の会議を置く。  
1. 常任理事会  
2. 理事会  
第23条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事をもって構成し、必要に応じて理事長が招集し、本連盟の重要な事業運営に関する事項を審議する。  
第24条 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・理事をもって構成し、必要に応じて理事長が招集し、事業運営に関する事項を審議する。  
第25条 会議は、定数の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の2分の1以上の賛成をもって決する。

## 第8章 会計

- 第26条 本連盟は加盟チームの登録料・入会金・競技会収入・その他をもって運営する。  
第27条 本連盟に加盟チームは、毎年5月末までに登録料5,000円を納付するものとする。  
第28条 登録料は、常任理事会の決議を経て減免することができる。  
第29条 本連盟の収支決算は監事の監査を経て、総会に提出され承認を得るものとする。

## 第9章 年度及び変更

- 第30条 本連盟は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。  
第31条 本規約の変更及び他団体への加盟並びに脱退は、理事会の審議により、総会の承認を要する。

## 第10章 附則

- 第32条 本規約の効力は昭和57年4月1日より実施する。  
第13次改訂は平成5年4月1日より実施する。  
第14次改訂は平成7年4月1日より実施する。  
第15次改訂は平成9年4月1日より実施する。  
第16次改訂は平成18年4月1日より実施する。  
第17次改訂は平成19年4月1日より実施する。  
第18次改訂は平成21年4月1日より実施する。  
第19次改訂は平成25年2月20日より実施する。  
第20次改定は平成29年4月1日より実施する。